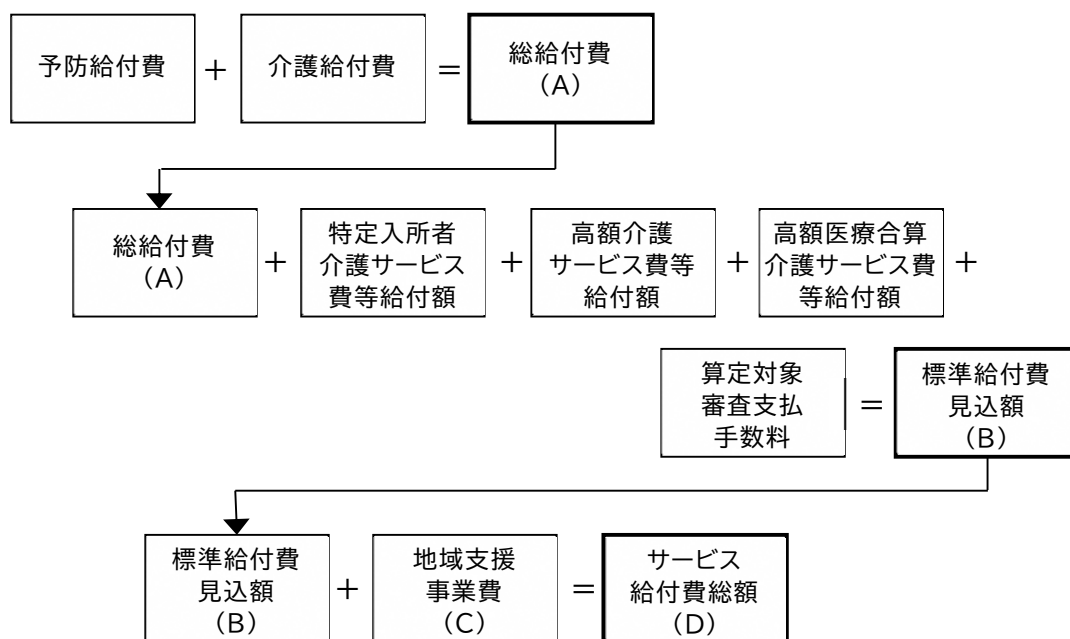


第5章 介護保険事業費の見込み

5-1 サービス給付費総額

介護保険サービスのサービス給付費総額は、介護報酬と地域区分の改定を踏まえた予防給付費と介護給付費を合算した総給付費を計算した上で、高額介護サービス費等給付額や地域支援事業費(介護予防・日常生活支援総合事業費を含む)を加算して算出します。

サービス給付費総額の算出フロー



(1) 予防給付費

要支援 1～2 を対象とした予防給付費は、各年度におけるそれぞれのサービス見込量に、サービスの利用実績をもとに算出した利用単価を乗じて1年間の給付費を見込みました。

(単位:千円)

	第8期			第9期			参考
	R3 (2021) 年度	R4 (2022) 年度	R5 (2023) 年度	R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度	R12 (2030) 年度
介護予防サービス	97,284	104,833	112,489	129,218	130,189	131,927	136,372
介護予防訪問入浴介護	0	10	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	11,517	13,935	15,645	17,318	17,106	16,693	17,340
介護予防訪問リハビリテーション	9,163	9,128	9,138	10,281	10,562	10,554	10,823
介護予防居宅療養管理指導	196	701	1,104	1,383	1,467	1,467	1,467
介護予防通所リハビリテーション	36,643	37,258	42,245	48,081	48,634	48,142	49,422
介護予防短期入所生活介護	2,239	2,116	1,539	1,537	1,539	1,539	1,539
介護予防短期入所療養介護(老健)	148	661	529	707	708	708	708
介護予防福祉用具貸与	28,846	31,205	31,518	33,692	33,945	33,609	34,862
特定介護予防福祉用具購入費	1,992	2,406	2,102	2,929	2,929	2,929	2,929
介護予防住宅改修費	5,559	5,904	4,746	6,328	6,328	6,328	6,328
介護予防特定施設入居者生活介護	981	1,509	3,923	6,962	6,971	9,958	10,954
地域密着型介護予防サービス	12,892	14,944	11,616	12,810	12,826	12,826	12,826
介護予防小規模多機能型居宅介護	9,792	8,010	5,702	6,812	6,821	6,821	6,821
介護予防認知症対応型共同生活介護	3,100	6,934	5,914	5,998	6,005	6,005	6,005
介護予防支援	23,604	24,671	24,812	26,268	26,413	26,135	27,076
合計(予防給付費)	133,778	144,449	148,916	168,296	169,428	170,888	176,274

※端数処理により合計は一致しない場合がある

※R5(2023)年度は見込み値であり、実際の値とは異なる場合がある

(2) 介護給付費

要介護 1～5を対象とした介護給付費は、各年度におけるそれぞれのサービス見込量に、サービスの利用実績をもとに算出した利用単価を乗じて1年間の給付費を見込みました。

なお、特定施設入居者生活介護及び介護医療院については、施設整備計画をもとに令和6年度に開設する施設を見込んで算出しています。

(単位:千円)

	第8期			第9期			参考
	R3 (2021) 年度	R4 (2022) 年度	R5 (2023) 年度	R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度	R12 (2030) 年度
居宅サービス	1,049,965	1,028,741	1,054,241	1,169,076	1,182,463	1,201,315	1,197,541
訪問介護	93,479	106,132	116,793	132,726	135,500	129,593	127,893
訪問入浴介護	3,210	4,378	7,044	9,661	10,520	9,674	8,752
訪問看護	53,331	58,742	58,488	59,423	60,199	58,698	57,980
訪問リハビリテーション	32,367	32,594	33,510	37,633	37,688	37,442	37,442
居宅療養管理指導	5,198	5,921	6,814	7,067	7,466	7,426	7,426
通所介護	382,407	366,041	350,792	357,352	360,401	344,264	343,112
通所リハビリテーション	200,431	176,602	173,828	182,350	184,118	178,980	178,980
短期入所生活介護	86,121	83,794	97,667	92,621	93,337	90,616	91,510
短期入所療養介護(老健)	27,913	20,595	22,378	33,796	33,838	33,838	33,838
短期入所療養介護(病院等)	140	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	5,822	5,085	1,712	5,067	5,074	5,074	5,074
福祉用具貸与	111,470	120,052	125,411	121,930	122,280	118,830	118,590
特定福祉用具購入費	6,180	5,731	5,906	6,713	6,713	6,713	6,713
住宅改修費	5,834	7,172	5,353	6,681	6,681	6,681	6,681
特定施設入居者生活介護	36,062	35,902	48,545	116,056	118,648	173,486	173,550
地域密着型サービス	1,009,318	976,027	1,014,221	1,071,495	1,104,943	1,093,696	1,094,662
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	230	0	0	10,817	10,831	10,831	10,831
夜間対応型訪問介護	426	5,314	12,626	2,950	2,954	2,954	2,954
地域密着型通所介護	154,040	142,838	160,261	168,142	168,195	163,059	164,025
認知症対応型通所介護	3,369	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	201,599	184,278	182,285	196,861	200,470	197,110	197,110
認知症対応型共同生活介護	483,696	478,588	493,279	517,272	546,817	544,066	544,066
地域密着型特定施設入居者生活介護	35,069	38,809	39,454	44,060	44,116	44,116	44,116
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	130,889	126,200	126,316	131,393	131,560	131,560	131,560
施設サービス	1,653,987	1,649,503	1,746,639	1,932,289	1,934,734	1,934,734	1,912,862
介護老人福祉施設	871,835	872,368	892,422	937,121	938,307	938,307	928,877
介護老人保健施設	409,904	413,798	435,444	467,733	468,325	468,325	464,467
介護医療院	368,069	362,842	418,773	527,435	528,102	528,102	519,518
介護療養型医療施設	4,179	495	0				
居宅介護支援	167,416	171,161	169,618	169,327	170,823	165,884	165,920
合計(介護給付費)	3,880,684	3,825,433	3,984,720	4,342,187	4,392,963	4,395,629	4,370,985

※端数処理により合計は一致しない場合がある

※R5(2023)年度は見込み値であり、実際の値とは異なる場合がある

(3) 総給付費

第9期においては、予防給付費、介護給付費ともに増加していく見込みであり、総給付費も増加の見込みとなります。

(単位:千円)

	第9期			参考
	R6 (2024)年度	R7 (2025)年度	R8 (2026)年度	R12 (2030)年度
総給付費(A)	4,510,483	4,562,391	4,566,517	4,547,259
予防給付費	168,296	169,428	170,888	176,274
介護給付費	4,342,187	4,392,963	4,395,629	4,370,985

※端数処理により合計は一致しない場合がある

(4) 標準給付費見込額

総給付費に特定入所者介護サービス費等給付額等を加えた標準給付費見込額は、第9期において増加の見込みとなります。

(単位:千円)

	第9期			参考
	R6 (2024)年度	R7 (2025)年度	R8 (2026)年度	R12 (2030)年度
総給付費	4,510,483	4,562,391	4,566,517	4,547,259
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	140,371	141,257	140,617	141,847
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	91,729	92,811	92,390	93,199
高額医療合算介護サービス費等給付額	12,062	12,222	12,348	12,752
算定対象審査支払手数料	5,567	5,632	5,637	5,613
審査支払手数料支払件数	65,498 件	66,255 件	66,315 件	66,035 件
標準給付費見込額(B)	4,760,213	4,814,312	4,817,509	4,800,669

※端数処理により合計は一致しない場合がある

■ 特定入所者介護サービス費等給付額

所得の低い方が介護保険施設に入所する場合に、食費や居住費の負担を軽減するために支給されるもの

■ 高額介護サービス費等給付額

1か月に受けた介護保険サービスの利用者負担の合計が上限額を超えた場合、その超えた分が高額介護サービス費として支給されるもの

■ 高額医療合算介護サービス費等給付額

1年間に医療保険と介護保険の両方のサービスを利用した世帯の自己負担額の合計が著しく高額になる場合、医療・介護合算の自己負担限度額(年額)を超えた金額が高額医療合算介護サービス費として支給されるもの

■ 算定対象審査支払手数料

市町村と都道府県国保連合会との契約により定められる審査支払手数料単価のうち、国庫負担金等の算定の基準となる単価に審査支払見込件数を乗じた額

(5) 地域支援事業費

介護予防・日常生活支援総合事業の訪問介護相当サービス、通所介護相当サービスについては、今後増加する見込みです。

(単位:千円)

	第9期			参考
	R6 (2024)年度	R7 (2025)年度	R8 (2026)年度	R12 (2030)年度
地域支援事業費(C)	314,243	317,503	317,695	322,344
介護予防・日常生活支援総合事業費	186,266	188,716	189,491	192,043
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	94,667	95,265	94,834	95,664
包括的支援事業(社会保障充実分)	33,310	33,522	33,370	34,637

※端数処理により合計は一致しない場合がある

(6) サービス給付費総額

サービス給付費総額は、認定者数、近年の利用動向、施設等の定員、介護報酬の改定等を踏まえ、第9期は増加する方向で見込んでいます。

(単位:千円)

	第9期			参考
	R6 (2024)年度	R7 (2025)年度	R8 (2026)年度	R12 (2030)年度
サービス給付費総額(D)	5,074,456	5,131,815	5,135,204	5,123,013
標準給付費見込額	4,760,213	4,814,312	4,817,509	4,800,669
地域支援事業費	314,243	317,503	317,695	322,344

※端数処理により合計は一致しない場合がある

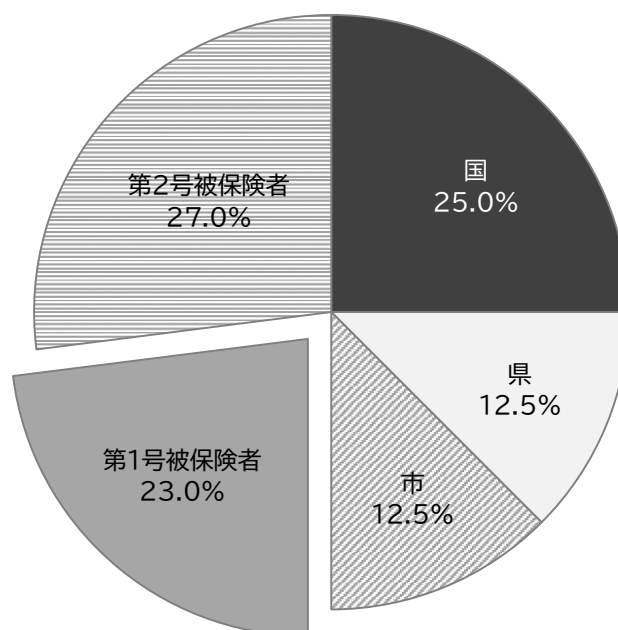
5-2 第1号被保険者の介護保険料について

第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料は、保険者(安来市)が、第9期介護保険事業計画期間である令和6年度から令和8年度までの3年間に被保険者が利用する介護サービスの利用量等を推計し、介護保険給付に必要な費用(保険給付費)等を算出した上で、保険料額を決定します。

介護保険事業に必要な法定サービスにかかる介護保険給付費は、サービス利用時の利用者負担を除き、50%を公費(居宅サービスは国 25.0%・県 12.5%・市 12.5%、施設サービスは国 20.0%・県 17.5%・市 12.5%)で負担し、残りの50%を第1号被保険者と第2号被保険者(40歳~64歳)で負担することになっています。

第1号被保険者と第2号被保険者の保険料の負担割合は、第9期計画期間においては、第8期計画期間と変わらず第1号被保険者は、23.0%、第2号被保険者は、27.0%となります。

介護保険給付費の負担割合



(1) 介護保険料の算出

第1号被保険者の保険料負担軽減を図るため、国から交付されるインセンティブ交付金の充当及び介護給付費準備基金の取り崩し等を行うことで、第9期の保険料基準額(月額)を6,500円と設定しました。

サービス給付費総額

(単位:千円)

		第9期		
		R6 (2024)年度	R7 (2025)年度	R8 (2026)年度
標準給付費見込額(B)	14,392,034	4,760,213	4,814,312	4,817,509
総給付費(A)	13,639,391	4,510,483	4,562,391	4,566,517
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	422,244	140,371	141,257	140,617
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	276,930	91,729	92,811	92,390
高額医療合算介護サービス費等給付額	36,633	12,062	12,222	12,348
算定対象審査支払手数料	16,836	5,567	5,632	5,637
地域支援事業費(C)	949,441	314,243	317,503	317,695
合計(サービス給付費総額(D))	15,341,475	5,074,456	5,131,815	5,135,204

※端数処理により合計は一致しない場合がある

サービス給付費総額(令和6年度～令和8年度)

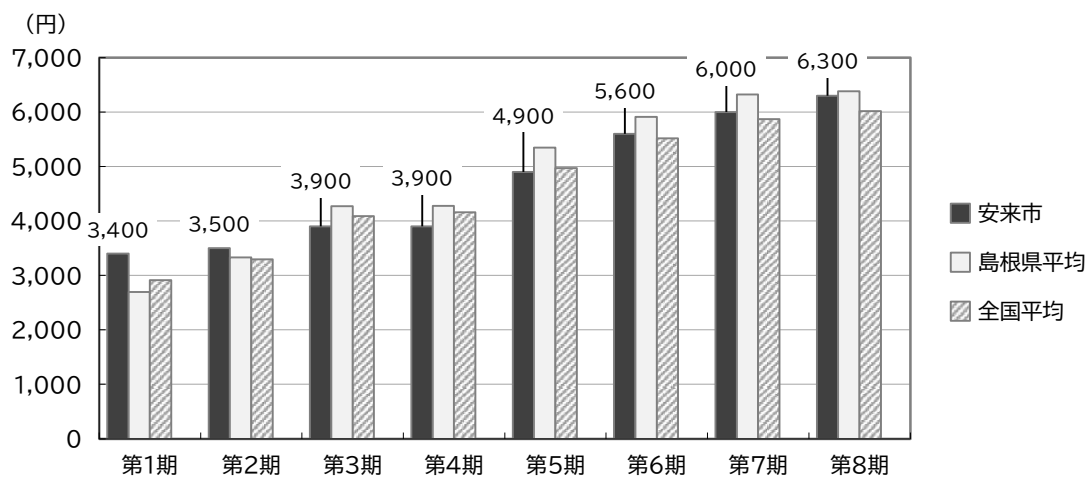
第1号被保険者負担分相当額(令和6年度～令和8年度)

第1号被保険者負担分相当額	3,528,539 千円
－) 調整交付金見込額(3年間合計)	137,859 千円
－) インセンティブ交付金、準備基金取崩額	245,500 千円
＋) 市町村特別給付費等	1,812 千円
＋) 財政安定化基金拠出金	0 千円
保険料収納必要額	3,146,992 千円
÷) 予定保険料収納率	98.11%
÷) 所得段階別加入割合補正後被保険者数	41,124 人
÷) 12 か月	

保険料基準額(月額)

6,500 円

介護保険料基準額(月額)の推移



介護保険料基準額(月額)の推移

(単位:円)

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
安来市	3,400	3,500	3,900	3,900	4,900	5,600	6,000	6,300
島根県平均	2,693	3,327	4,267	4,274	5,343	5,912	6,324	6,379
全国平均	2,911	3,293	4,090	4,160	4,972	5,514	5,869	6,014



(2) 介護保険料の段階設定

第8期の時点で多段階化(11段階)を実施していた本市では、国の基準が9段階から13段階に変更となったことを踏まえ、第9期の介護保険料段階設定は15段階に見直しを行います。

第8期介護保険料の所得段階

所得段階	課税区分等		基準額に対する割合
第1段階	本人が住民税非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給、または本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.45 (0.25)
第2段階		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	0.70 (0.45)
第3段階		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	0.75 (0.70)
第4段階	世帯課税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.90
第5段階		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	1.00
第6段階	本人が住民税課税	本人の前年の合計所得金額が60万円未満	1.20
第7段階		本人の前年の合計所得金額が60万円以上120万円未満	1.25
第8段階		本人の前年の合計所得金額が120万円以上165万円未満	1.30
第9段階		本人の前年の合計所得金額が165万円以上210万円未満	1.35
第10段階		本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.50
第11段階		本人の前年の合計所得金額が320万円以上	1.70

第9期介護保険料の所得段階

所得段階	課税区分等		基準額に対する割合
第1段階	本人が住民税非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給、または本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.455 (0.25)
第2段階		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	0.685 (0.45)
第3段階		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	0.69 (0.685)
第4段階	世帯課税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.90
第5段階		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	1.00
第6段階	本人が住民税課税	本人の前年の合計所得金額が60万円未満	1.20
第7段階		本人の前年の合計所得金額が60万円以上120万円未満	1.25
第8段階		本人の前年の合計所得金額が120万円以上165万円未満	1.30
第9段階		本人の前年の合計所得金額が165万円以上210万円未満	1.35
第10段階		本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.50
第11段階		本人の前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満	1.70
第12段階		本人の前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満	1.90
第13段階		本人の前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満	2.10
第14段階		本人の前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満	2.30
第15段階		本人の前年の合計所得金額が720万円以上	2.40

(3) 令和6～8年度の第1号被保険者保険料基準額

消費税による公費を投入して低所得者(保険料の所得段階が第1段階から第3段階までの者)の保険料の軽減を行っており、第9期期間中も継続して実施します。

所得段階区分及び介護保険料

所得段階	所得段階の内容		保険料率	第9期(R6～8年度)	
				月額	年額
第1段階	本人が住民税非課税	世帯非課税 生活保護受給者、老齢福祉年金受給、または本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.455 (0.25)	2,958円 (1,625円)	35,490円 (19,500円)
第2段階			0.685 (0.45)	4,453円 (2,925円)	53,430円 (35,100円)
第3段階			0.69 (0.685)	4,485円 (4,453円)	53,820円 (53,430円)
第4段階	本人が住民税非課税	世帯課税 本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.90	5,850円	70,200円
第5段階			1.00	6,500円	78,000円
第6段階	本人が住民税課税	本人の前年の合計所得金額が60万円未満	1.20	7,800円	93,600円
第7段階			1.25	8,125円	97,500円
第8段階			1.30	8,450円	101,400円
第9段階			1.35	8,775円	105,300円
第10段階			1.50	9,750円	117,000円
第11段階			1.70	11,050円	132,600円
第12段階			1.90	12,350円	148,200円
第13段階			2.10	13,650円	163,800円
第14段階			2.30	14,950円	179,400円
第15段階			2.40	15,600円	187,200円

※()は、軽減後の数値

5-3 第2号被保険者の介護保険料について

第2号被保険者(40歳～64歳)の介護保険料は、医療保険者が医療保険料と一括して徴収し、社会保険診療報酬支払基金に納付します。

集められた全国の納付金は、同基金から保険者(市町村)に介護保険給付費の27%相当額が交付されます。

介護保険料納付の仕組み

